

# 美唄市新規創業・新分野進出補助金募集要領

(美唄市中小企業等振興条例第4条第4号に定める新規創業及び新分野進出補助金)

## 1. 目的

この補助金は、美唄市内において新たに創業しようとする者又は中小企業者で新分野に進出しようとする中小企業者を支援することにより、市内での新しいビジネスの創出や新規参入によるサービスの向上、空き店舗や空きスペース解消による商店街の活性化等を目的とします。

## 2. 募集する事業

- (1) 新規創業
- (2) 中小企業者が新分野に進出する事業

## 3. 応募資格

- (1) 新規創業  
美唄商工会議所が開催する創業塾(認定特定創業支援事業)を受講した者で市内に事業所等を設け創業する者(個人・法人を問わない)
- (2) 中小企業者が新分野に進出する事業  
市内に事業所を置く中小企業者で新たに市内で会社を設立し新分野に進出しようとする者

## 4. 募集期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月25日(金)まで随時募集

※予算がなくなり次第終了する可能性があります。

## 5. 補助金額

- (1) 補助金額  
補助対象経費の1/2に相当する額(上限50万円)
- (2) 補助対象経費
  - 事務所・店舗等開設経費
    - ア 新たに開設する事業所等の外装及び内装並びに設備に係る工事
    - イ 什器備品等の購入及び設置に係る経費(事業の用に供するものに限る。)
  - 法人登録等に関する経費
    - ア 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税(法人の場合に限る。)
    - イ 商号登録に係る登録免許税(個人の場合に限る。)
    - ウ 法人設立及び商号登録に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費

○販売促進に関する経費

ア 広報宣伝費

イ パンフレット作製費

ウ ホームページ制作費

(3) 補助金の支払時期

事業完了後、実績報告書（領収書（写）添付）を受理し、補助金額を確定したのちに支払います。

## 6. 対象事業について

新規創業・新分野進出を予定している事業が、農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などに該当しない業種を対象とする。

## 7. 応募方法について

(1) 応募方法

応募書類を美唄市経済部経済観光課へ提出してください。

(2) 応募書類

① 補助金交付申請書

② 事業計画書（創業）

③ 事業所の位置図及び平面図

④ 事業費明細表

⑤ 特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する書類（新規創業のみ）

⑥ 納税証明書

(3) 提出部数 1部

## 8. 審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金の交付を決定します。

◆ 審査項目及び審査の着眼点

1. 事業の実現性・継続性・成長性がみとめられること。
2. 新規創業・新分野進出が確実であること。
3. 市内金融機関又は日本政策金融公庫からの資金調達が見込める事業であること。
4. 次の要件をすべて満たしていること。

(1) 市税に滞納がないこと。

(2) 美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。

## 9. 事業完了後の実績報告の提出

事業が完了してから 14 日以内に事業完了報告書および収支決算報告書を提出してい

たきます。

提出書類

- ①補助事業実績報告書
- ②経費内訳書
- ③領収書（写）
- ④事業実施したことがわかる写真
- ⑤その他必要な書類

## 10. 応募受付・問い合わせ

〒072-8660

美唄市西3条南1丁目1-1

美唄市役所経済部経済観光課商工労働係（中小企業支援担当）

【TEL】 0126-63-0111（直通）   【E-mail】 [shokou@city.bibai.lg.jp](mailto:shokou@city.bibai.lg.jp)